

**令和6年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(都市整備関連)**

**令和5年7月**

**大 阪 府**

## 目 次

1. 万博成功に向けた取組	1
2. 大阪・関西の成長と魅力あるまちの実現	2
3. 災害への対応など安全・安心の確保	5
4. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現	10
5. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上	13

※要望文中の下線部については、「令和6年度 国の施策並びに予算に関する最重点  
提案・要望（令和5年6月）」においても記載している内容です。

## 令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (都市整備関連)

日頃から、大阪府都市整備行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

3年という長きにわたる新型コロナウイルス感染症との闘いに終止符を打ち、今、新たな未来への幕開けを迎えました。折しも、本年4月には2025年大阪・関西万博の起工式が開催されました。万博開催まで2年をきり、オールジャパン体制のもと、万博成功に向けた取組が、今まさに正念場を迎えております。

そのような中、本府では、大阪・関西の成長に向けて、大阪・関西万博の着実かつ円滑な開催と、その後の成長を支える取組を推進しております。

こうした取組を堅実に進めていくためには、都市基盤・住環境の整備を進めることが不可欠です。

鉄道・道路ネットワークの充実・強化などインフラ整備、ユニバーサルデザインタクシーの普及やMaaSの実現など万博来場者の受け入れ環境の整備を進めていきます。また、リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期開業や、居住の安定確保や脱炭素社会の実現に向けた取組の促進等を進めることで、将来の大阪の成長を支えるまちづくりを推進していきます。

加えて、自然災害や南海トラフ巨大地震等から、人命を守ることを最優先に、甚大な被害や経済損失を未然に防ぐためには、適切な維持管理はもとより、防災・減災対策を早急を実施していく必要があります。

令和6年度の国家予算編成に当たりましては、これらの趣旨を十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

## 1. 万博成功に向けた取組

### (1) 万博の開催に向けたインフラ整備の着実な推進等

日本経済の成長の起爆剤となる大阪・関西万博を着実かつ円滑に開催し、開催後の成長につなげられるよう、令和3年8月策定の「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関連するインフラ整備計画」に位置付けられた、淀川左岸線2期事業をはじめとする関西広域から会場へのアクセス整備、安全・安心の確保のための施設耐震化や治水対策、にぎわい・魅力の向上のための公園などの整備及び高速道路などの広域的な交通インフラ整備について、着実に推進されるよう財政措置を行うこと。

### (2) 万博来訪者の受入環境の整備

- ① 万博開催を見据え、着実にユニバーサルデザインタクシーの普及促進が図られるよう、事業者への支援の拡大や、自動車メーカーに対する車両の安定的な供給に向けた働きかけを行うこと。
- ② 大阪・関西では、公民共同で万博来場者の満足度向上や関西周遊の促進に資する「関西 MaaS」の構築を進めており、事業者によるデータ連携やシステム整備等に係る財政支援、事業者間の連携促進に向けた積極的な働きかけなどを行うこと。
- ③ 万博開催を契機に、国内外から訪れる多くの人々が安全、快適に府内各地を周遊できるよう、広域的な自転車通行環境の充実を図るため、必要な財源措置を講じること。

#### 【MaaS 活用イメージ】



#### 【ユニバーサルデザインタクシー】



(出典) トヨタジャパンタクシーHP

## 2. 大阪・関西の成長と魅力ある街の実現

### (1) 道路ネットワークの充実・強化

- ① 阪神高速淀川左岸線は、2025年大阪・関西万博会場へのアクセスはもとより、新名神・名神高速道路と関西国際空港及び大阪湾ベイエリアを結ぶ大阪都市再生環状道路の一部を形成する重要な幹線道路であることから、早期整備及び必要な財源確保を行うこと。
- ② 新たな国土軸として東西二極を複数のルートで結ぶ新名神高速道路について、暫定4車線での全線完成を早期に進めるとともに、物流生産性向上等に寄与する6車線化についても整備を推進すること。
- ③ 新大阪駅周辺地域が広域交通ネットワークの一大ハブ拠点となることを踏まえ、新大阪駅周辺から大阪都心部や高速道路へのネットワーク強化のため新御堂筋の機能強化について、関係者と検討を深めること。  
また、新名神高速道路と接続する箕面有料道路の高速道路会社への移管を進めるとともに、近畿圏の高速道路料金について、阪神高速大和川線の開通も踏まえ、さらに利用しやすいシームレスな料金体系となるよう、引き続き取り組むこと。
- ④ 阪神高速松原線大規模更新工事に伴う交通状況の改善対策にも資する阪神高速6号大和川線と15号堺線との乗継制度導入や、近畿道を含めた経路によらない料金調整を早期に実施すること。
- ⑤ 大阪・関西の成長に必要なネットワークの強化に向け、府域の放射・環状軸を形成する道路やまちづくり・防災拠点等へのアクセス道路の整備や道路と鉄道の立体交差化、主要渋滞箇所の対策の推進に必要な財源措置を講じること。
- ⑥ 国の新広域道路交通計画に位置づけられた一般広域道路である大阪内陸都市環状線（(一)大阪羽曳野線、(主)大阪和泉泉南線）などの事業中路線については、早期に重要物流道路に指定し、着実に整備が進められるよう必要な財源措置を講じること。



(2) 鉄道ネットワークの充実・強化など

- ① リニア中央新幹線・北陸新幹線の新大阪駅までの早期全線開業を図ること。北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の早期着工に向けて、必要な手続きを着実に進めるとともに、財源を確保すること。また、広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される新大阪の駅位置については、利用者利便性等を考慮するとともに、新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進のためにも早期に確定すること。

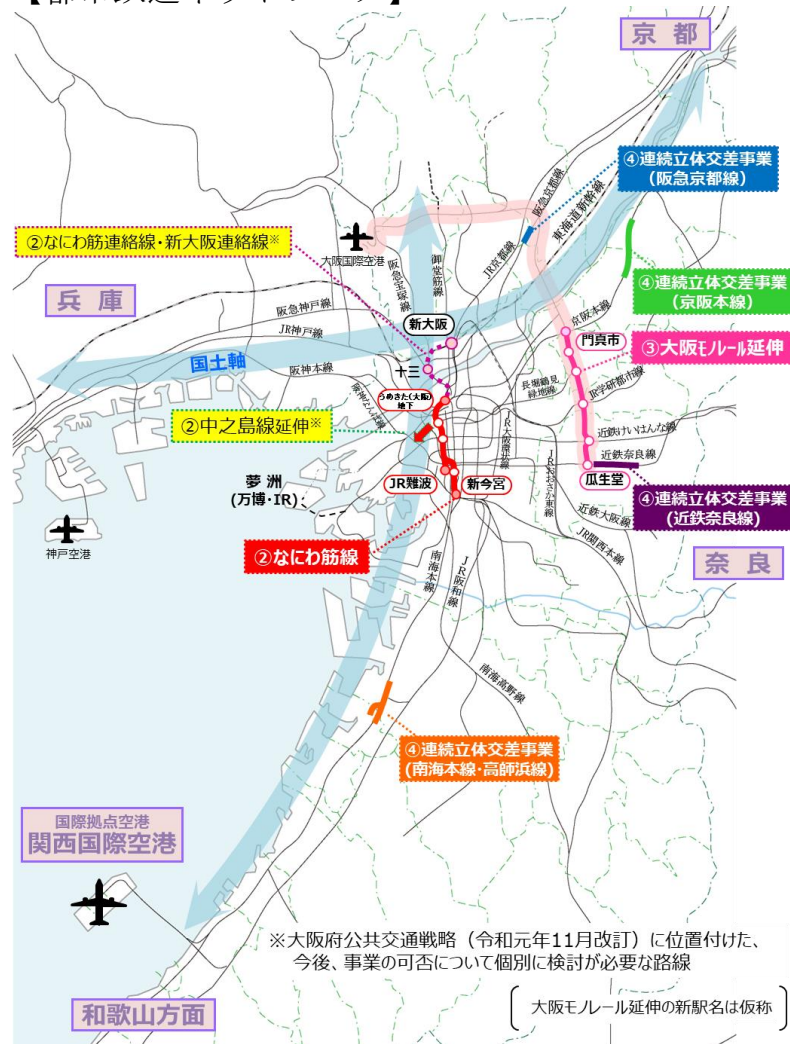


- ② 関西国際空港へのアクセス強化や、国土軸上の新大阪から大阪都心部を經由して、大阪南部地域等を結ぶ広域的な鉄道ネットワークを形成するなにわ筋線について、2030年度末開業に向け、財源を確保するとともに、大阪・関西の成長に資する公共交通戦略路線（なにわ筋連絡線・新大阪連絡線など）については、その具体化に向け、必要な支援を講じること。

- ③ 大阪モノレール延伸は、大阪都心部から放射状に形成された鉄道と環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークの形成に資することから、2029年開業に向けて財源確保を行うこと。

- ④ 「開かずの踏切」などによる交通渋滞や事故の解消、周辺地域のまちづくりの促進につながる連続立体交差事業（南海本線・高師浜線、京阪本線、阪急京都線他）を着実に推進できるよう、必要な財源措置を講じること。

【都市鉄道ネットワーク】



(3) 地域公共交通の維持・確保

利用者の減少や運転手不足が深刻化している路線バスやタクシー等の地域公共交通の維持・確保に向けて、市町村や交通事業者等の関係者による取組が円滑に推進できるよう、必要な支援を講じること。





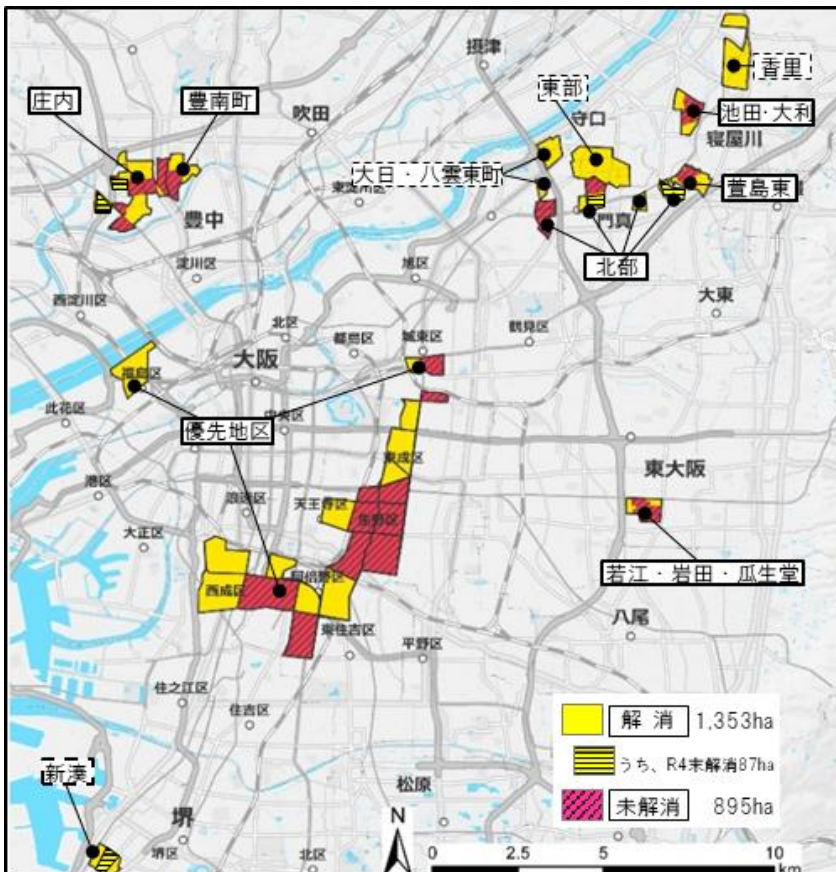
- ② 耐震診断義務付け対象建築物を耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、建替え工事も対象とすること。
- ③ 公営住宅の耐震化を進めるため、社会資本整備総合交付金や地域居住再生推進事業補助金等については、事業が安定かつ確実に実施できるように措置すること。

### 3) 密集市街地の整備

本府では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和7年度までに9割、令和12年度までに全域解消を目標に、GISを用いて特定した延焼危険性を効果的に低減できる箇所において、重点的に道路整備や老朽建築物の除却を推進するとともに、防災性とまちの魅力のさらなる向上のため、民間主体による建替えが進む環境整備等に取り組むこととしている。このため、国においては必要な財源措置を講じるとともに、以下の制度拡充などを要望する。

- ① 焼失率改善効果の大きい老朽建築物等の除却を強力に推進するため、その所有者を特定し、除却の積極的な働きかけを行う必要性があることから、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること。
- ② 焼失率改善効果の大きい事業に係る用地譲渡を行う事業協力者に対して、租税特別措置法による所得税控除を措置すること。
- ③ 老朽建築物の除却を促進するための税の軽減措置を設けるとともに、それに伴い税収減となる自治体に対し、交付税措置等を行うこと。

【著しく危険な密集市街地の状況】(令和4年度末時点)



市	H24当初	R4年度末	
		解消	未解消
大阪市	1,333ha	692ha	641ha
堺市	54ha	36ha	0ha (R3年度末18ha)
豊中市	246ha	125ha	97ha (R3年度末121ha)
守口市	213ha	213ha	0ha
門真市	137ha	29ha	63ha (R3年度末108ha)
寝屋川市	216ha	160ha	56ha
東大阪市	49ha	11ha	38ha
合計	2,248ha	1,266ha	895ha (R3年度末982ha)

#### 4) 緊急輸送道路（広域緊急交通路）等における無電柱化対策

広域緊急交通路（重点14路線）等における無電柱化について、今後、より一層の推進が図れるよう、必要な財源措置を講じるとともに、既存ストックの活用に加え、新設の場合においても設計や工事を電線管理者に包括的に委託する仕組みを構築すること。

【電柱倒壊等による道路閉塞】



H30年 台風 21 号による被害  
(府道 泉佐野岩出線)

【無電柱化対策済】



(府道 大阪港八尾線)

#### 5) 公園事業の推進

安全・安心・快適に利用できる公園づくりを推進するため、被災者の救出救援等に当たる自衛隊・消防・警察等が集結する後方支援活動拠点や、大規模火災などから住民の安全を確保する広域避難場所となる防災公園整備（久宝寺緑地、蜻蛉池公園等）の推進及び防災関連施設の改修・更新などに、必要な財源措置を講じること。

### (3) 治水・土砂災害対策の推進

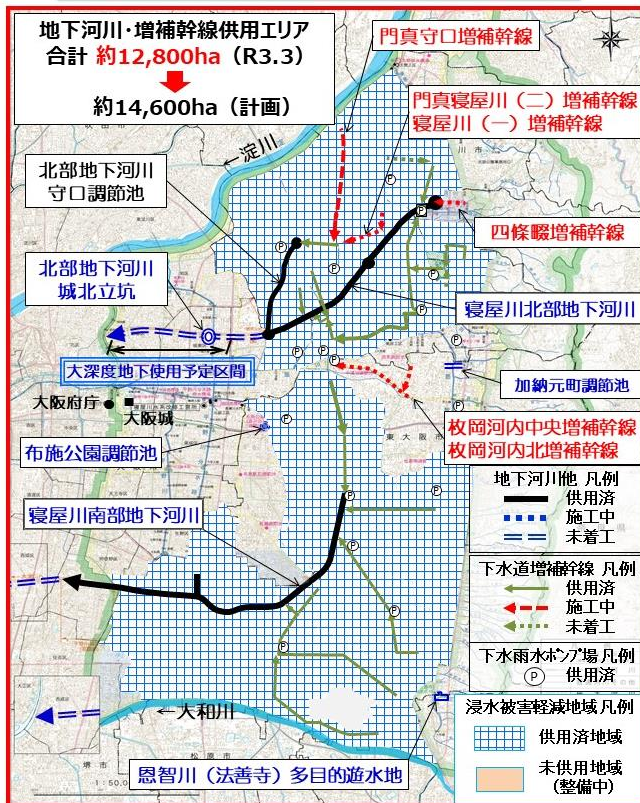
人口・資産が集積し、低平地の広がる大阪では、人命を守り社会経済活動を支えるため、事前防災としての治水施設整備の更なる推進が必要である。

#### 1) 都市型水害に備える治水対策

① 寝屋川流域において取り組んでいる総合治水対策は、国が示す「流域治水」の考え方を全国に先駆けて実践しているものであり、その根幹となる地下河川、下水道増補幹線、流域調節池などの大規模治水施設に対し、十分な財源措置を講じること。

とりわけ、地下河川は短期集中的に整備する必要があるため、引き続き個別補助制度等により、事業進捗に応じた必要な財源措置を講じること。

寝屋川流域総合治水対策の整備箇所図



流域内には、全国的にも有名な最先端の宇宙分野の製品づくりを行う企業をはじめ、多様なオンリーワン企業、数多くのトップシェア企業などが立地する。



門真守口増補幹線

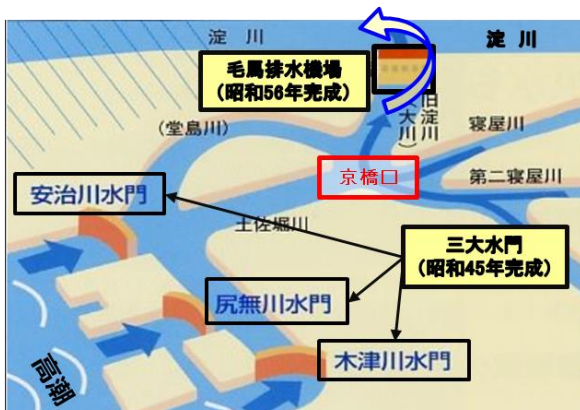


城北立坑築造工事

② 台風による高潮や南海トラフ巨大地震により想定される津波に備えるため、老朽化した三大水門の更新事業に対し、十分な財源措置を講じること。

【大阪府の高潮対策（イメージ図）】

【平成 30 年台風第 21 号来襲時の木津川水門】



- ③ 大和川について、平成29年に加え今年6月にも大阪府域で避難判断水位を超過しており、治水安全度向上に向け、具体的な河川整備の内容を早急に検討すること。
- また、直轄河川の治水対策として、淀川における阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業などの推進とともに、寝屋川流域の洪水・高潮時の排水施設である毛馬排水機場について、更新時期を迎えていることから、確実に稼働するよう、更新を行うこと。

【平成29年台風第21号来襲時の大和川】



【令和5年台風第2号来襲時の大和川】



(出典)国土交通省 HP

## 2) 治水・砂防・環境整備事業の推進

- ① あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させるため、洪水浸水想定区域指定拡大に伴う市町村のハザードマップ作成などのソフト対策や中小河川の整備などのハード対策を重点的かつ着実に実施できるよう必要な財源措置を講じるとともに、ため池の事前放流に伴う損失補填など制度の充実を図ること。
- ② 土砂災害対策について、住民の避難につながる基礎調査などのソフト対策や急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策の地方負担の軽減を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等の移転・補強制度の充実を図ること。
- ③ 河川等の堆積土砂対策について、対応が必要な河川が多く存在するため、「緊急浚渫推進事業債」の適用期限（令和6年度）を、令和7年度以降も継続して取り組めるよう、期間延長を図ること。
- ④ ダイオキシン類などの環境基準の達成に向けた浄化浚渫を継続的に実施するため、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（公害財特法）失効後の財政措置が行われたが、起債が充当できるよう制度の充実を図ること。

## 3) 流域下水道事業の推進

本府の流域下水道事業は他に類を見ない規模で広域的な雨水対策を実施してきている。引き続き頻発する豪雨災害に備えるため、大規模で集中的に投資が必要な下水道増補幹線の整備や大量に更新時期を迎えている雨水ポンプの更新に対し、個別補助制度を堅持し事業進捗に応じた必要な財源措置を講じること。

## 4. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現

### (1) カーボンニュートラル等の推進

#### 1) 住宅・建築物の省エネ対策等に係る施策の円滑な実施

2050年の脱炭素社会実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策等を推進するため、以下の事項を要望する。

- ① ZEH・ZEB化を促進するため、こどもエコすまい支援事業などの補助制度を継続し、予算額を拡充するとともに、資材価格が高騰していることを踏まえ、1件あたりの補助額を増額すること。また、認定低炭素住宅やZEHについて、税制優遇措置の拡充を図ること。
- ② 地方公共団体が公共建築物・公営住宅における率先した取組を着実に実施できるよう、補助金その他の財政支援を行うこと。

#### 2) 流域下水道事業の推進

- ① 流域下水道施設は、多くの温室効果ガスを排出するため、カーボンニュートラルに資する機械・電気設備の改築更新に必要な財源措置を講じること。
- ② カーボンニュートラルや下水汚泥資源の肥料利用などの促進にあたって、経費増となる部分について、新たな制度を創設すること。

#### 3) PCB含有塗膜の適正処理の推進

橋梁等鋼構造物のPCB含有塗膜の除却等や適正処理については、PCB特別措置法に基づく、PCB廃棄物処理基本計画を踏まえ、順次取り組んでいるところである。確実に期間内に処理するため、全構造物が対象となるよう、個別補助制度の拡充等を図るとともに、必要となる財源措置を講じること。

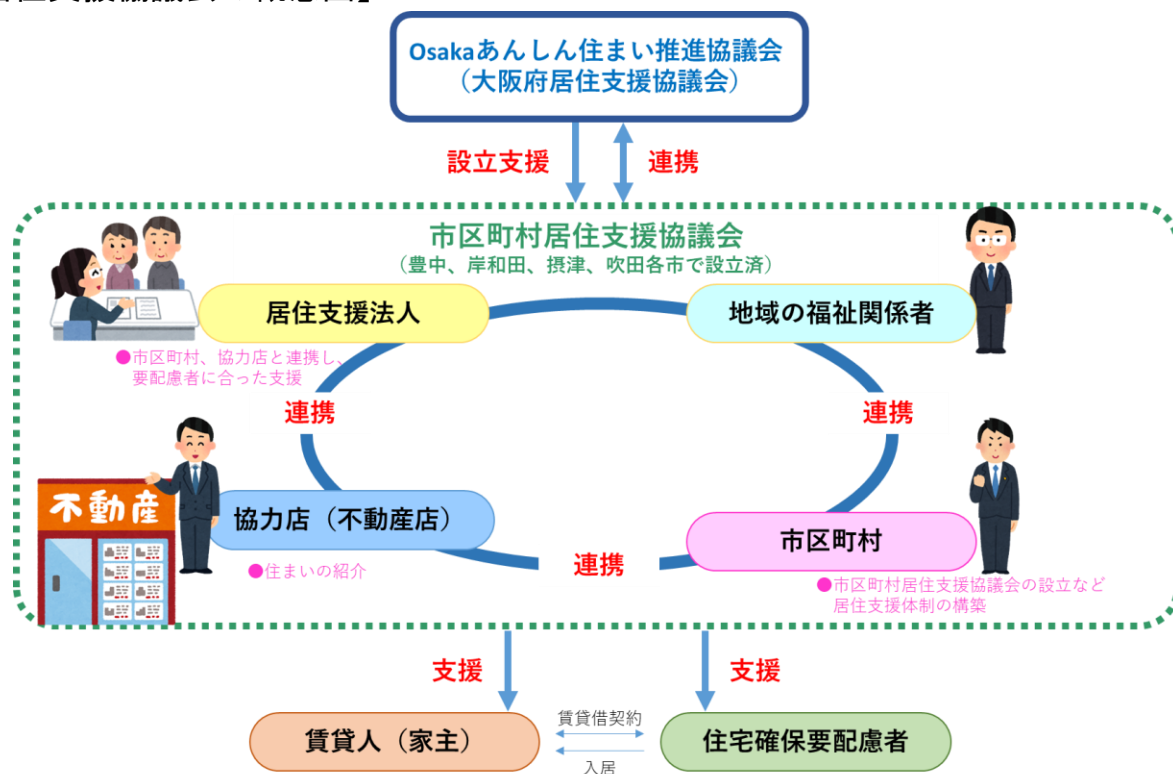
## (2) 安全・安心な住まいの確保

### 1) 居住支援協議会の活動に対する支援の充実

地域の実情に応じた居住支援体制の構築のためには、特に市区町村単位の居住支援協議会の設立及び安定的な運営が重要である。このため、居住支援協議会に対する必要な財源措置を講じるとともに、以下の事項を要望する。

- ① 市区町村居住支援協議会の設立促進のため、設立初期の協議会に対する補助上限の増額など財政支援の拡充を行うこと。
- ② 設立済の居住支援協議会の運営を持続的かつ安定的なものとするため、令和7年度以降も継続して財政支援を行うとともに、自主財源の事例の共有など必要な支援を行うこと。

### 【居住支援協議会の概念図】



## 2) 空家対策の促進

空家対策の実施主体である市町村による取組が一層推進されるよう、以下の事項を要望する。

- ① 管理不全な状態となっている空家について、市町村が総合的な対策を実施できるよう、一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸も対象に加えること。

### 【管理不全状態の長屋】



- ② 空家の除却を促進するため、地方税法等の改正により、管理不全空家の除却後の更地に対する固定資産税等の軽減措置を設けるとともに、市町村の税收減分に対する財政支援を講じること。
- ③ 市町村以外の利害関係人が財産管理人を選任する場合にかかる費用を国庫補助の対象とするとともに、所有者不存在空家の解消に係る費用については、全額国庫負担とするなど、さらなる財政支援を行うこと。

## (3) 安全・円滑な移動の確保

### 1) 歩行者・自転車の通行空間の整備

昨今の事故情勢を踏まえ、通学路等における安全な歩道と自転車通行空間の確保などに必要な財源措置を講じること。

### 2) 鉄道利用者の安全確保及び利便性向上の取組の促進

鉄道利用者の安全確保に資する可動式ホーム柵の整備促進について、「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組み」に基づき、鉄道事業者・市町村等と連携しながら取り組んでいるところ。今後、府内全域の必要な箇所に整備が図られるよう、鉄道駅バリアフリー料金制度を用いない鉄道事業者に対して、必要な財源措置を講じること。

また、新技術などを活用した利用者の安全確保や利便性の向上に資する取組に対し必要な支援を講じること。

## 5. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上

### (1) 都市基盤施設の維持管理

#### 1) 都市基盤施設の老朽化対策の推進

高度経済成長期に整備された大量の都市基盤施設は、今後、一斉に老朽化が進んでいく。とりわけ、本府の下水道施設は、昭和60年代以降、集中的に整備を進め、更新時期を迎えた機械・電気設備が大量にあり、対策が待ったなしの状況である。このようなことから、本府では、府民の安全・安心の確保に向け、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づく防災対策等に加え、AIを用いた区画線劣化診断やドローンによる点検など新技術を活用し、予防保全の観点を重視した戦略的な維持管理に取り組んでいる。

- ① 引き続き、適切かつ着実に老朽化対策を進めるため、下水道施設をはじめ、道路や河川、公園などの都市基盤施設の長寿命化対策や更新について、各施設の状況に応じた的確に対応できるよう、必要な財源措置を講じること。
- ② 現在、地方単独費で実施している都市基盤施設の定期点検及び修繕・更新計画策定等について、交付金や起債が充当できるよう制度の充実を図ること。

### (2) 府営住宅の適正な管理

#### 1) 公営住宅における単身入居者死亡後の残置物に係る立法措置

入居者死亡後の公営住宅の明渡しを促進し住宅困窮者の入居に供するため、以下の事項について立法措置を要望する。

- ① 公営住宅で単身入居者が死亡した後、住宅内に家財等が残置され、住宅の返還が行われない場合、1ヶ月など期間を定め、相続人に対し当該期間内に残置されている家財等の撤去を行うべき旨の公告を行い、当該期間内に撤去が行われないときは、事業主体が家財等を一定の基準に基づき分別し移動、保管できるものとする。その際、移動、保管に相当な費用が生じるときは、家財等を換価しその費用に充当できるものとする。
- ② 公営住宅で単身入居者が死亡した後に残置された家財等について、事業主体が移動、保管した後、一定の期間（1年など）が経過したときは、事業主体が家財等を処分できるものとする。